

# 令和7年度ゴールデンルート等からの外国人旅行者誘致促進委託業務 業務仕様書

## 1 業務の目的

2024年の訪日外国人旅行者数は、コロナ禍前の2019年を上回る数字を記録しており、2025年も前年を上回るペースで外国人旅行者が日本を訪れている。

多くの訪日外国人旅行者を三重県に誘客・滞在させるためには、訪日旅行が見込まれるターゲット層に効果的にアプローチし、ゴールデンルートの主要都市(京都、大阪、名古屋)等からの県内アクセスの容易性の周知や、県内観光コンテンツの認知度向上を図るとともに、県内宿泊施設および体験コンテンツの予約に結びつけることが重要である。

このことから本事業では、海外の個人旅行者層(以下「FIT層」という。)が宿泊及び体験コンテンツの予約・検討に利用する世界有数のOTA(Online Travel Agent)を活用し、ゴールデンルートや関西圏の主要観光地へ旅行を計画するターゲット市場のFIT層へ本県の魅力やゴールデンルートから県内へのアクセスの情報を発信することにより、本県内に宿泊する外国人旅行者数の増加を図るとともに、県内宿泊事業者による積極的なOTAへの登録・活用を促し、今後の県内のインバウンド受け入れ体制の充実を図ることを目的とする。

## 2 契約期間

契約締結の日から令和8年3月23日(月)まで

## 3 業務内容

県と協議しながら、OTAと連携して、OTAのウェブサイト上に三重県の観光特集ページを制作し記事を作成・掲載のうえ、ターゲット市場に対し広告配信を実施することで三重県の特集ページへの流入を促進すること。また、県内宿泊事業者及び体験コンテンツ事業者による当該OTAへの登録等を支援するとともに、効果測定等のため報告を行うこと。

連携するOTAは、宿泊OTA及び体験OTAをそれぞれ選定することとし、以下①～④全ての条件を満たす予約可能なウェブサイトとすること。なお、OTAの選定にあたっては、後述の対象市場に強みを持つOTAを選定することとするが、市場に応じて選定するOTAを変更しても構わない。(例：欧米市場はA社、アジア市場はB社など)

### 【OTA の選定条件】

- ① 多くの外国人旅行者が利用していること。
- ② ターゲット市場ごとに、後掲別表の言語によりサービスが提供されていること。
- ③ OTA のウェブサイト上に制作した特集ページが、広告配信を通さずに検索により閲覧が可能であること。また、広告配信期間以外も同様であること。
- ④ 宿泊 OTA の場合、三重県内の登録宿泊施設が 100 件以上あること。

ターゲット市場は、以下のとおりとする。

フランス、米国、台湾、香港、タイ

(別表)

ターゲット市場	言語
フランス	フランス語
米国	英語
台湾	繁体字（台湾）
香港	繁体字（香港）
タイ	タイ語

具体的な業務内容は、以下（１）～（４）のとおりである。

#### （１）OTA 特集ページの制作及び記事の掲載

以下（ア）～（ウ）のとおり、特集ページの制作や公開等を行うとともに県内の宿泊施設や体験コンテンツの予約を促すこと。

##### （ア）特集ページの制作・公開

三重県の観光に関する記事、アクセス情報等を掲載する特集ページを、宿泊及び体験 OTA のウェブサイト上に制作し、公開すること。なお、特集ページは、ターゲット市場ごとに別表の言語で制作すること。

特集ページ・記事については、三重県内の宿泊及び体験コンテンツの予約につながる工夫を施すとともに、（４）の観光三重外国語サイトへの誘導も行うこと。

##### （イ）記事の制作・掲載

記事を以下の条件で作成し、（ア）の宿泊 OTA 及び体験 OTA 特集ページにそれぞれ掲載すること。

##### <宿泊 OTA>

- 記事を 5 本作成し、令和 7 年 9 月 30 日までを目途に特集ページに掲載すること。

- 令和6年度に作成し、Agodaへ掲載した以下の記事も引き続き活用するため、特集ページに掲載すること。なお、記事データについては、Word形式にて県から提供する。

【参考】 令和6年度に制作した記事（Agoda）のURL

<https://www.agoda.com/travel-guides/japan/mie/>

記事内容	数量	言語
テーマ別記事	10本	英語、フランス語、繁体字（台湾、香港）、タイ語
F1を契機とした県内周遊観光にかかる記事	1本	英語、フランス語、繁体字（台湾、香港）、タイ語

※令和6年度は網掛の記事10本（英語・フランス語・繁体字（台湾）（香港））のみを掲載。そのため、Agodaを選定する場合は、（イ）の新規記事5本及び網掛けしていない記事（タイ語およびF1記事）を追加掲載すること。

- 昨年作成した記事については、委託業務開始後速やかにOTA特集ページへ掲載すること。
- 新たに作成する各記事の内容は、昨年作成した記事とは異なるテーマで作成し、ゴールデンルートの主要都市（京都、大阪、名古屋）等から県内へのアクセス情報を含み、さらに、県内での宿泊を伴うモデルコースの要素を含むものとするにより、ゴールデンルートや関西圏からの三重県内への宿泊を効果的に誘導するための内容とすること。

#### <体験OTA>

- 記事を5本作成し、令和7年9月30日までを目途に特集ページに掲載すること。
- 各記事の内容は、各エリア（北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州）の文化・自然などの特徴に触れたうえで、その文化・自然を体験できるコンテンツを紹介する内容とすること。なお、紹介するコンテンツは、選定候補の体験OTAに掲載済みのもの、または今後掲載予定のものを基本とする。

#### <共通>

- 記事は外国人旅行者のニーズや目線を踏まえながら、日本語で作成のうえ、別表の言語に翻訳すること。また、記事1本あたりの字数は日本語換算で概ね3,000字程度とし、必要に応じて映像や画像を活用しながら視覚にも訴える内容とすること。なお、記事1本あたりの画像は10点以上とする。
- ※ 記事で取り上げる内容に関し、観光施設等への確認、掲載承諾等については、受託者側で行うこと。

画像（写真）や映像の取得及び必要な使用許可については、原則として受託者側で行うこと。ただし、記事の作成時点では時期的に画像の取得が困難な場合等は、三重県から画像や動画を提供するものとする。

(ウ) その他の記事の掲載

- (イ) により掲載する記事のほか、特に訪日外国人旅行者の受入れに積極的に取り組んでいるDMO等が記事の作成や掲載を有償にて希望する場合、当該DMO等の相談にできるだけ応じること。
- 記事の掲載を希望するDMO等は、三重県が受託者に紹介するものとし、その後、記事の制作・掲載等に関しては、三重県と適宜、協議を行うこと。

(2) OTA 特集記事への流入を目的とした広告の配信

(1) で制作した特集ページ・記事の閲覧数増加を図るため、以下(ア)～(ウ)に従って、県と協議のうえ、効果的な広告配信を行うこと。

(ア) 配信媒体の選択

連携するOTAのウェブサイトや検索サイト、SNSなどの媒体を活用して広告配信を行うこと。

(イ) 広告配信の実施

- 対象市場ごとにターゲット設定や広告予算の配分、配信時期等を定めた広告配信計画を作成すること。
- 配信時期については、次の点にも留意すること。
  - ・ 宿泊予約日から実際の宿泊日までのリードタイムを考慮すること。
  - ・ 県内宿泊施設の繁忙期（生徒・児童の夏休み期間等）についても考慮すること。
- 広告配信計画をもとに三重県と協議のうえ、広告配信を実施すること。
- 「(4) 効果測定等」の報告内容を踏まえ、随時、三重県と協議のうえ、広告配信計画の改善等を図り、広告配信の運用に反映させること。

(ウ) 目標数値の達成等

広告配信については、当初設定したKPI（インプレッション数、クリック率）の達成を目指して運用すること。なお、目標数値を達成した後も、予算の限り事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。

(3) OTA への登録・運用支援

(ア) 説明会等の実施

連携するOTAへの三重県内宿泊施設や体験コンテンツの登録・活用を促進するため、オンライン参加も可能なオフラインの登録相談説明会を県内において宿泊施設向け、体験コンテンツ提供事業者向けにそれぞれ1回以上実施すること。なお、本業務には会場および講師の手配や参加者募集チラシの作成・案内・受付等も含むこととする。

(イ) 登録手続き等のサポート

連携する OTA に登録を希望する事業者の登録手続き等をサポートするとともに、当該 OTA に登録している事業者についても、適宜、サポートを行うこと。なお、サポートの内容として、少なくとも次の対応を行うこと。

- 当該 OTA の登録手続きや登録後の運用・管理事務に精通した担当者を一人以上設置し、事業者からの問合せに対応する体制を整えること。

対応すべき日は、土日祝日を除く日又は土日祝日が休暇でない勤務形態の場合は当該勤務形態に応じた勤務日とする。後者の場合は、契約期間中の土日祝日を除いた日数分の勤務日数を確保すること。

- 登録手続きにあたって翻訳サポートが必要な場合においては、掲載内容の翻訳対応を実施すること。

(4) 観光三重外国語サイトにおける記事掲載及び広告配信

(ア) 記事の掲載

観光三重外国語サイトの英語、タイ語、繁体字（台湾、香港）、フランス語サイトにおいて、(1) で作成・掲載した記事を5本以上掲載すること。掲載した記事においては、宿泊 OTA や体験 OTA それぞれに誘導するリンクを掲示することで、記事から宿泊及び体験の予約に繋がられるよう取り組むこととする。

なお、掲載する記事の選定にあたっては、県と協議のうえ決定すること。

(イ) 広告配信

上記サイトに誘導するよう、SNS や検索サイトなどにおいて広告配信を実施すること。広告配信の実施にあたっては、対象市場ごとのターゲットの絞り込んだうえで行うこと。

(ウ) サイト管理者との調整・技術サポートの実施

(ア) への記事掲載及び広告配信にあたって作業を行う場合、サイトや SNS を管理する三重県観光連盟と調整のうえ実施すること。また三重県観光連盟において手続きが発生する場合、テクニカルサポート等を行うこと。

(5) 効果測定等

以下の項目について、原則として月に1度、定期報告を行うこと。その際、必要に応じて登録事業者への聞き取りを行うこと。なお、定期的な報告のほか、三重県からの報告の求めに対応すること。

- 広告配信状況に関し、特集ページ・記事の閲覧回数、閲覧者の属性（年齢、地域、特性等）の分析結果等を報告すること。
- 連携する OTA を通じた宿泊予約等の実績に関する内容。この際、広告を実施していない期間や過去の一定期間のデータと比較することなどにより、その効果を客観的に示すとともに、例えば日本全国の訪日外国人旅行

者の動向やデータなども考慮して、当該委託業務の成果と推定できるものを示すこと。

#### (6) その他

- 上記以外で本県の認知度・魅力度向上及びインバウンド誘客拡大に資する効果的な取組について、予算の範囲内で実施可能なものがあれば、独自に提案すること。
- 事業を実施するうえで十分な運営体制を構築すること。
- 事業を計画的かつ効率的に実施できる体制、スケジュールとすること。
- 三重県等の関係機関との連絡、調整が迅速に行える体制とすること。
- 本仕様書に定めのない事項及び事業実施にあたって疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- 事業実施にあたり OTA 等の連携先とは、お互いの役割・責任を明確にするため、業務委託契約など法的な連携関係を構築すること。(別途、三重県が定める再委託の手続きが必要となる場合がある。)

## 4 報告書

本業務終了後、以下のとおり、委託業務に係る報告書を紙媒体（2部）及び電子データにより提出すること。

### (1) 報告書記載事項

① 「3 業務内容」の実施内容および結果

※ 「(5) 効果測定等」に関しては、契約期間全体を総括して報告すること。

② 上記の他、三重県が指示したもの

(2) 納品期限 令和8年3月23日(月)

(3) 納品場所 三重県観光部海外誘客課

## 5 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

## 6 その他

### (1) 業務実施の条件

受託者は、委託業務の実施に当たっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進める。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なることとなる場合がある。

受託者は、本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとする。

三重県との連絡調整、報告は、日本語により行うこと。企画提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ることとし、

支払先も日本国内の銀行等の口座に限る。

(2) 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受託者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。

(3) 再委託

契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。

7 担当部局等

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県 観光部 海外誘客課 担当 岡田、堀切

電 話：059-224-2847

ファクシミリ：059-224-2801

Email：[inbound@pref.mie.lg.jp](mailto:inbound@pref.mie.lg.jp)

以 上